

那 霸 市 公 報

第 1 4 8 1 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日発行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

那 霸 市 健 康 診 査 費 用 徴 収 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (健 康 推 進 課) …… 347

訓 令

那 霸 市 ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 管 理 規 程 (環 境 政 策 課) …… 351

告 示

随 意 契 約 の 公 表 に つ い て (ク リ ー ン 推 進 課) …… 363

那 霸 広 域 都 市 計 画 地 区 計 画 の 変 更 に つ い て (都 市 計 画 課) …… 363

都 市 計 画 道 路 の 年 次 指 定 に つ い て (建 築 指 導 課) …… 364

平 成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 5 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課) …… 366

都 市 計 画 道 路 の 年 次 指 定 に つ い て (建 築 指 導 課) …… 367

平 成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 5 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 に 付 議 す る 事 件 の 追 加 告 示 に
 つ い て (総 務 課) …… 369

平 成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 6 月 那 霸 市 議 会 定 例 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課) …… 369

公 告

公 共 嘱 託 登 記 業 務 に 関 す る 制 限 付 一 般 競 争 入 札 の 実 施 に つ い て (道 路 建 設 課)
 …… 370

上 下 水 道 局 告 示

那 霸 市 上 下 水 道 局 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 の 指 定 に つ い て …… 372

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 372

選挙管理委員会告示

特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について…………… 373

選挙人名簿の縦覧場所について…………… 373

在外選挙人名簿の縦覧場所について…………… 374

規 則

那覇市規則第32号

平成20年6月2日

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則

那覇市健康診査費用徴収規則(平成10年那覇市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>老人保健法(昭和57年法律第80号)</u>に基づく健康診査及び<u>その他の本市が実施する健康診査</u>に要する費用の一部徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(種類)</p> <p>第2条 この規則において、健康診査とは次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>基本健康診査</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>肺がん検診</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>肝炎ウイルス検診</u></p> <p>(9) <u>30歳代の健康診査</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 健康診査の対象者は、本市に住所を有する者で、次の各号の区分に従い<u>当該各号に定める要件に該当するものとする</u>。この場合において、<u>対象者には、健康診査を受診する会計年度中に対象年齢に達する者を含むものとする</u>。</p> <p>(1) <u>前条第1号から第4号までの健康診査</u> 40歳以上の者</p> <p>(2) <u>前条第5号の健康診査</u> 30歳以上の女性</p> <p>(3) <u>前条第6号の健康診査</u> 20歳以上の女性</p> <p>(4) <u>前条第7号の健康診査</u> 40歳、50歳、60歳又は70歳の者</p> <p>(5) <u>前条第8号の健康診査</u> <u>過去に肝炎ウイルス検診又は肝機能治療を受けたことのある者以外の者で、次に掲げる検診の区分に応じて次のいずれ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>健康増進法(平成14年法律第103号)</u>及び<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)</u>に基づく健康診査に要する費用の一部徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>肺がん・結核検診</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>一般健康診査</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 健康診査の対象者は、本市に住所を有する者で、次の各号の区分に従い<u>当該各号に定める要件に該当し、健康診査を受診する会計年度中に対象年齢に達するものとする</u>。</p> <p>(1) <u>前条第1号から第3号までの健康診査</u> 40歳以上の者</p> <p>(2) <u>前条第4号の健康診査</u> 30歳以上の女性</p> <p>(3) <u>前条第5号の健康診査</u> 20歳以上の女性</p> <p>(4) <u>前条第6号の健康診査</u> 40歳、50歳、60歳又は70歳の者</p> <p>(5) <u>前条第7号の健康診査</u> <u>40歳以上74歳以下の者にあつては特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条の特定</u></p>

<p><u>かに該当するもの</u></p> <p><u>ア 節目検診 40歳の者</u></p> <p><u>イ 節目外検診 ア以外の保健事業の健康診査の対象者のうち41歳から75歳までの者で、平成19年度の基本健康診査においてGPT値により要指導とされた者又は肝炎ウイルス検診の受診機会を逃した者</u></p> <p><u>(6) 前条第9号の健康診査 30歳から39歳までの者で健康診査を受ける機会のないもの</u></p> <p>(費用の徴収及び額)</p> <p>第4条 市長は、健康診査を受ける者又はその者の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)から健康診査に要する費用の一部を徴収する。ただし、健康診査を受ける者が次に掲げる者であるときは、その費用を徴収しないものとする。</p> <p><u>(1) 老人保健法第25条第1項の規定により医療を受けることができる者</u></p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>(3) 市町村民税非課税世帯に属する者</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p>2～3 [略]</p> <p>[別表 別記]</p>	<p><u>健康診査をいう。)を、75歳以上の者にあつては沖縄県後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査を受ける機会のないもの</u></p> <p>(費用の徴収及び額)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>(1) [略]</u></p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p>2～3 [略]</p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p> <p>4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び改正部分に係る罫線を削る。</p> <p>5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第4条関係)

健康診査の種類		個別検診	集団検診
基本健康診査	全ての項目	3,000円	1,300円
	65歳以上の者の 生活機能評価	別途実施	800円
		同時実施	600円
胃がん検診		1,100円	1,100円
大腸がん検診		500円	500円
肺がん検診(読影のみ)		200円	200円
肺がん検診(読影+喀痰 ^{かくたん})		700円	700円
乳がん検診	視診及び触診	800円	600円
	視診、触診及び乳房エックス線検査	3,000円	2,000円
子宮がん検診(頸部 ^{けい} のみ)		1,700円	900円
子宮がん検診(頸部 ^{けい} +体部)		2,500円	[略]
歯周疾患検診		[略]	
肝炎ウイルス検診(節目検診)	C型+B型	1,000円	600円
	C型のみ	900円	500円
	B型のみ	500円	100円
肝炎ウイルス検診(節目外検診)	C型+B型	1,700円	
	C型のみ	1,500円	
	B型のみ	1,100円	
30歳代の健康診査		3,000円	1,300円

備考

- 1 別途実施とは、医療保険各法その他の法令に基づき、老人保健事業の基本健康診査(生活機能評価を除く。)に相当する保健サービス(以下「保健サービス」という。)を受けた者に対し、別途に生活機能評価のみを実施する場合の健康診査をいう。
- 2 同時実施とは、医療保険各法その他の法令に基づき、保健サービスを受ける者に対し、生活機能評価のみを保健サービスと同時に実施する場合の健康診査をいう。

[改正後 別記]
別表(第4条関係)

健康診査の種類		個別検診	集団検診
胃がん検診		1,500円	1,500円
大腸がん検診		600円	600円
肺がん・結核検診(読影のみ)		400円	400円
肺がん・結核検診(読影+喀痰 ^{かくたん})		1,100円	1,100円
乳がん検診	視診及び触診	1,000円	700円
	視診、触診及び乳房エックス線検査	2,000円	1,500円
子宮がん検診(頸部 ^{けい} のみ)		2,000円	1,000円
子宮がん検診(頸部 ^{けい} +体部)		3,000円	[略]
歯周疾患検診		[略]	
一般健康診査		1,000円	

訓 令

那覇市訓令第13号

平成20年5月30日

施 行 済

那覇市ポリ塩化ビフェニル廃棄物管理規程を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市ポリ塩化ビフェニル廃棄物管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第2条第1項のポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。)の収集、運搬、保管及び管理に当たって、PCB廃棄物の漏洩、流出、誤使用及び誤処理による環境汚染事故を防止するため必要な事項を定めるものとする。

(保管管理責任者等)

第2条 PCB廃棄物の収集、運搬、保管及び管理を行わせるため、保管管理責任者及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2第6項の特別管理産業廃棄物管理責任者を置く。

2 保管管理責任者は、PCB廃棄物の排出元である課(これに相当する組織を含む。以下同じ。)の長をもって充てる。

3 特別管理産業廃棄物管理責任者は、前項の課の職員で、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。)第8条の17第2号に規定する資格を有する者(以下「有資格職員」という。)のうちから市長が任命する。ただし、当該課に有資格職員がいない場合は、他の課の有資格職員のうちから市長が任命する。

(保管及び処分状況等の届出書の報告)

第3条 特別管理産業廃棄物管理責任者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書(第1号様式。以下「届出書」という。)を作成し、保管管理責任者に報告するものとする。

2 保管管理責任者は、毎年度の6月20日までに前年度におけるPCB廃棄物の保管等の状況について、届出書により管財課長へ報告するものとする。

(保管及び処分状況等の届出書の提出)

第4条 管財課長は、前条第2項の規定により保管管理責任者から報告を受けた届出書を取りまとめて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成13年環境省令第23号。以下「PCB特措法施行規則」という。)第5条第1項の規定による届出について、当該年度の6月30日までに届出書を沖縄県知事に提出するものとする。

(保管事業場の変更届出書の報告及び提出)

第5条 保管管理責任者は、保管する事業場に変更が生じた場合、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の変更届出書(第2号様式。以下「変更届出書」という。)により直ちに管財課長に報告するものとし、管財課長は、報告があったときは、PCB特措法施行規則第6条の規定による届出について、その変更があった日から10日以内に変更届出書を沖縄県知事に提出するものとする。

(管理台帳)

第6条 管財課長は、PCB廃棄物管理台帳を作成し、保管するものとする。この場合において、届出書の写しをPCB廃棄物管理台帳とすることができる。

(保管方法)

第7条 保管管理責任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者は、廃掃法施行規則第8条の13の特別管理産業廃棄物保管基準を遵守し、PCB廃棄物を保管するものとする。

(作業用保護具)

第8条 特別管理産業廃棄物管理責任者は、作業に従事するときは、次に掲げる作業用保護具を着用しなければならない。

- (1) 保護着
- (2) 保護手袋
- (3) 保護靴
- (4) 呼吸用保護具
- (5) 保護眼鏡
- (6) その他必要な保護具

2 特別管理産業廃棄物管理責任者は、作業用保護具の管理を行い、年1回点検するものとする。

(巡視及び点検)

第9条 特別管理産業廃棄物管理責任者は、PCB廃棄物の保管施設及び保管状況を月1回巡視し、その結果をPCB廃棄物保管施設点検簿(第3号様式。以下「点検簿」という。)に記録し、保管管理責任者へ報告するものとする。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者は、前項の点検の際、異常を発見した場合は次に掲げる対策を講じ、その結果を点検簿に記録し、保管管理責任者へ報告するものとする。

- (1) 漏れ、にじみ等を認めた場合は、布でよくふき取り、発生原因を究明し、応急処置を実施するものとする。
- (2) 応急処置で対応できないと判断した場合は、直ちに保管管理責任者へ報告し、その指示に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (3) PCBの付着した布、手袋等は金属缶に入れて蓋をし、PCB汚染物のラベルを見やすい箇所に貼り、PCB廃棄物と同様の方法により管理するものとする。

(事故及び災害等緊急時の措置)

第10条 特別管理産業廃棄物管理責任者は、PCB廃棄物保管施設等に影響を与えるおそれがある事故又は災害等が発生した場合は、速やかに保管場所の状況の確認を行い、保管管理責任者へ連絡するとともにPCB廃棄物の流出を防止するための応急処置を講ずるものとする。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者は、応急処置を講じることが困難と判断した

場合は、保管管理責任者の指示に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 3 特別管理産業廃棄物管理責任者は、前2項の作業の結果を点検簿に記録し、保管管理責任者へ報告するものとする。

(新たに発生したPCB廃棄物)

- 第11条 保管管理責任者は、新たにPCB廃棄物が発生した場合は、PCB廃棄物保管表(第4号様式)により管財課長に報告し、その指示に従い保管するものとする。

(保管施設の工事)

- 第12条 保管管理責任者は、PCB廃棄物保管施設の修理又は修繕等の工事を行うときは、当該工事が安全に行われるように関係者と十分協議の上、作業計画を立てて実施するものとする。

(合同訓練)

- 第13条 各PCB廃棄物の排出元である課の保管管理責任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者は、相互に協力して緊急時対応等の合同訓練を年1回実施するものとする。

(その他)

- 第14条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

第1号様式(第3条、第4条関係)

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書

年 月 日

様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
資本の額又は出資の総額 従業員数 業種
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況等届け出ます。

事業場の名称	特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名
事業場の所在地	電話番号

①前年度の4月1日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等			保管の状況			参考事項	
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等	容器の性状	囲い等の有無		分別・混在の別
合 計										

(第2面)

②前年度中に新たに発生したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				発生年月日	発生場所	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等			
合 計									

③前年度中に他の事業場から移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				移動年月日	移動元の事業場の名称及び所在地	移動元での番号	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等				
合 計										

(第3面)

④前年度中に他の事業場へ移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				移動年月日	移動先の事業場の名称及び所在地	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等			
合 計									

⑤前年度中に自ら処分したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				処分年月日	処分方法	処分後の廃棄物の種類、 処分方法及び処分先	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等				
合 計										

(第4面)
⑥前年度中に処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物(電子情報処理組織の使用の有無：)

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等			運搬方法	引渡し年月日	処分受託者の名称及び事業場の所在地	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月				
合 計									

⑦前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				保管の状況				参考事項	
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等	容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
合 計												

⑧ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況
(第5面)

製品の種類	番号	量(単位)	製品の型式等				使用の状況	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等		
合 計								

⑨届出者が法人である場合において、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人

発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額		住 所	
法人の名称	所有する株式の数、出資口数又は出資額	代 表 者 の 氏 名	資 本 の 額 又 は 出 資 の 総 額
	割 合		

第2号様式(第5条関係)

(表面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の保管事業場の変更届出書

年 月 日

様

届出者 住所 氏名 電話番号
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 従業員数 業種
 資本の額又は出資の総額

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第5条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業場を変更したので届け出ます。

①変更前の事業場

事業場の名称	特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名
事業場の所在地	電話番号

②変更後の事業場

事業場の名称	特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名
事業場の所在地	電話番号

(裏面)

③移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等			移動年月日	変更前の事業場の名称及び所在地	変更前の事業場に於ける番号	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月				
合 計									

備考

- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場を変更した日から10日以内に、変更前の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
- 「廃棄物の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。(例：高圧トランス、低圧トランス、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙(ノーカーボン紙)、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。)
- 「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとにそれぞれ先頭に「変更年度の元号数-」を加えた整理番号(平成13年度に変更した場合の例：13-001)を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニルを容器にまとめて保管している場合にあっては整理番号を付すことができず、保管する容器ごとに番号を付すこと。
- 「量(単位)」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合にあっては台数(個数)を把握することとできず、質量又は体積を単位とともに記入すること。
- 「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況を把握する上で参考となる事項を記入すること。(例：「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「ポリ塩化ビフェニルの含有量△%」)
- 「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
- その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認めるとする書類を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

第3号様式(第9条、第10条関係)

排出元	
施設名	
保管管理責任者	
特別管理産業廃棄物 管理責任者	

PCB廃棄物保管施設点検簿

点検日	特別管理 産業廃棄 物管理責 任者	点 検 項 目						保管管理 責任者
		かぎ	表示	漏・ 飛散	錆	破損	特記・処理事項	

第4号様式(第11条関係)

排出元	
施設名	
保管管理責任者	
特別管理産業廃棄物 管理責任者	

年 月 日

PCB廃棄物保管表

下記のとおり、PCB廃棄物を保管施設に保管します。

保管開始日	PCB廃棄物の種類	数量	特記事項

告 示

那覇市告示第 3 7 号

平成 2 0 年 5 月 7 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行ったので、那覇市契約規則第 2 1 条第 2 項の規定より次のとおり公表します。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結した後

契約締結日	平成 2 0 年 5 月 2 日
契約相手方の氏名及び住所	(社) 那覇市シルバー人材センター 理事長 名嘉元 甚勝 那覇市首里末吉町 4 丁目 6 番地の 6
契約金額	1 , 9 4 6 , 0 0 0 円 (消費税込)
契約理由	上記条件を満たしているものが当該団体のみであること。また、当該業務を委託することにより、本市の高齢者の就業機会の確保と社会参加を促進し、生きがいづくりを支援できるため。

那覇市告示第 3 8 号

平成 2 0 年 5 月 8 日

掲 示 済

那覇広域都市計画地区計画の変更について

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同

法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 霸 市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画地区計画

(1) 那覇市宇栄原市営住宅地区地区計画 (新規決定地区)

(2) 那覇市小禄南地区地区計画 (既決定地区)

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 那覇市宇栄原市営住宅地区地区計画

那覇市字宇栄原の一部

(2) 那覇市小禄南地区地区計画

那覇市字小禄及び字宇栄原の一部

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課 (新都心銘苅庁舎 5 階)

那覇市告示第 4 0 号

平成 2 0 年 5 月 1 5 日

掲 示 済

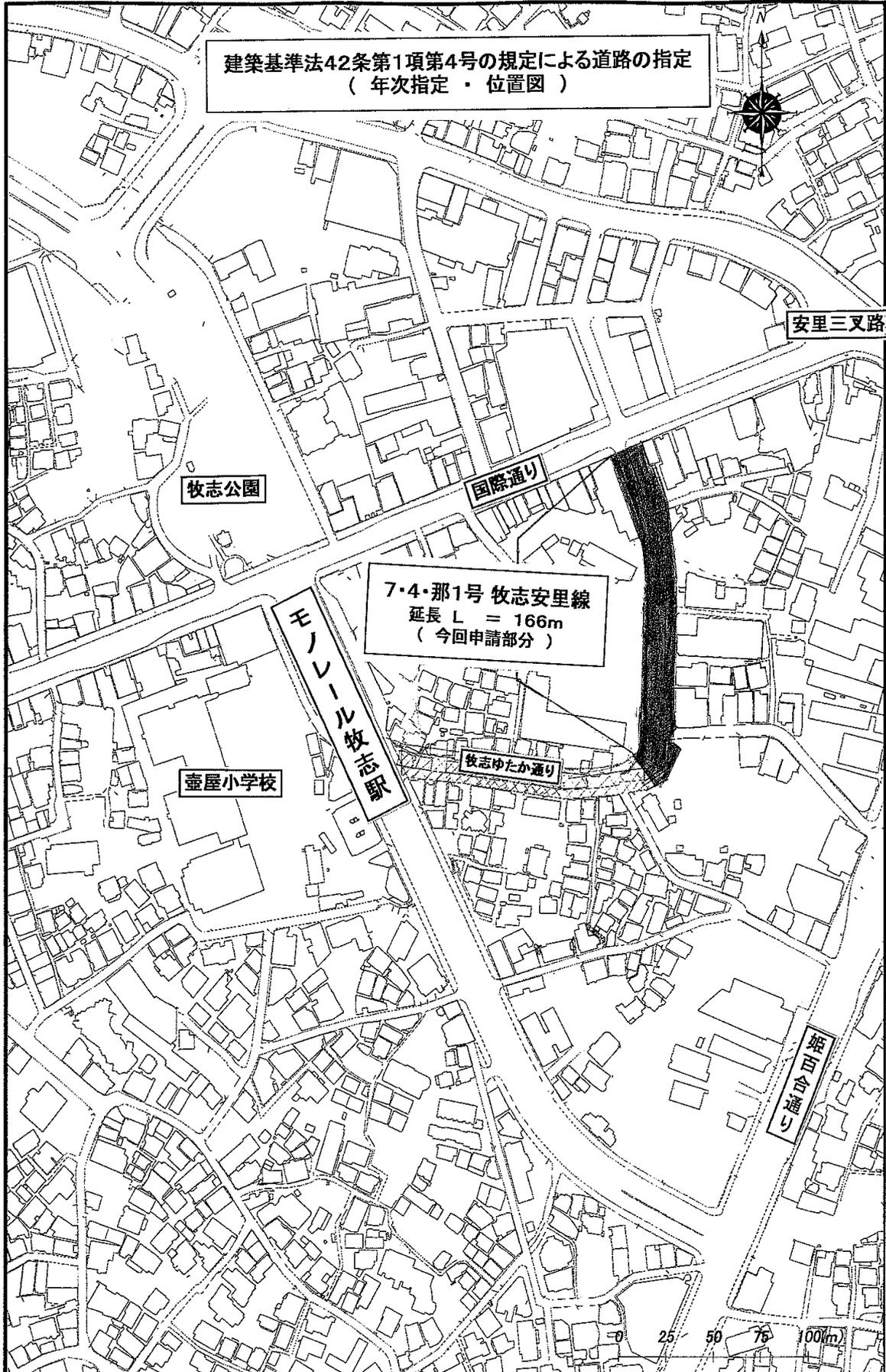
都市計画道路の年次指定について

下記路線を建築基準法 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による道路に指定する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

路 線 名	延 長	幅 員	区 間
那覇広域都市計画道路 7・4・那 1 号 牧志安里線	1 6 6 m	1 6 . 0 m	別図参照



那覇市告示第 4 1 号

平成 2 0 年 5 月 1 9 日

掲 示 済

平成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 5 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 2 0 年 5 月 2 6 日 (月)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて (那覇市税条例の一部を改正する条例制定)
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて (那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)
 - (4) 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
 - (5) 平成 2 0 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 - (6) 平成 2 0 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
 - (7) 専決処分の報告について (証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定)
 - (8) 専決処分の報告について (那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定)
 - (9) 専決処分の報告について (車両人身事故)

那覇市告示第42号
平成20年5月20日
掲 示 済

都市計画道路の年次指定について

下記路線を建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路に指定する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

	路 線 名	延 長	幅 員	区 間
1	那覇広域都市計画道路3・4・34号 号県道153号線	730m	20m	別図参照
2	那覇広域都市計画道路3・4・5号 松川石嶺線	440m	26m	



那覇市告示第 4 7 号

平成 2 0 年 5 月 2 3 日

掲 示 済

平成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示
について

平成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 5 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加す
る。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

1 委員会への付託陳情

(1) 那覇軍港跡地利用について

(2) 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を
求めることについて**那覇市告示第 4 8 号**

平成 2 0 年 5 月 2 3 日

掲 示 済

平成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 6 月那覇市議会定例会の招集について

平成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 6 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1 招 集 の 日 | 平成 2 0 年 6 月 3 日 (火) |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

公 告

那 霸 市 公 告 第 2 8 号

平 成 2 0 年 6 月 2 日

公共嘱託登記業務に関する制限付一般競争入札の実施について

登記事務業務の委託について、次のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び那覇市契約規則(昭和46年那覇市契約規則。以下「契約規則」という。)第13条第1項の規定により公告する。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 平成20年度 公共事業に係る用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託
- (2) 業務の仕様等 仕様書及び入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約の翌日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 那覇市役所管内及び南風原町新川地内
- (5) 予定価格 18,610,000円(消費税抜き)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 土地家屋調査士にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、5人以上が連帯して請け負い、その代表者が応札すること。
 - イ 土地家屋調査士法人にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、土地家屋調査士が5人以上在籍する土地家屋調査士法人であること。
 - ウ 社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、那覇市建設管理部道路建設課(新都心銘苅庁舎3階 住所:那覇市銘苅2丁目3番1号)備え付けの一般競争入札参加確認申請書を受け取り、2に掲げる事項について、証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- (1) 提出期間 平成20年6月2日(月)から平成20年6月13日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- (2) 提出場所 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号
那覇市 建設管理部 道路建設課 (新都心銘苅庁舎3F)
電話番号 098-951-3221
(担当: 当真、比嘉)
- (3) 提出方法 持参による。
- 4 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
3-(2)に同じ。
- 5 入札執行及び開札の日時、場所等
- (1) 入札及び開札の日時 平成20年7月8日(火)午後2時
- (2) 入札及び開札の場所 那覇市新都心銘苅庁舎3階会議室
(那覇市銘苅2丁目3番1号)
- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。ただし、落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合はその落札は効力を失い、損害賠償金として、見積もった契約金額の100分の5以上を那覇市に納付しなければならない。
- (2) 契約保証金 免除する。
- 7 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、那覇市道路建設課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- 9 その他
- (1) 入札方法 入札参加者は、各項目の予定数量に応じた単価を各々算出し、その合計額を契約希望金額とすること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札の際は、封筒に入札書と業務数量表(特記仕様書の別紙2)を同封すること。
- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第7号

平成20年5月15日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条1項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事業所の所在地	代 表 者	指定年月日
358	(株)國 昇	神奈川県鎌倉市 津 688	清水 克彦	平成20年 5月14日

那覇市上下水道局告示第8号

平成20年5月19日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

新 規 指 定

指定(登録)番号 第 415 号

指定工事店名 有限会社 うるま水道工事社

営業所所在地 うるま市字西原 8 番地 1
代表者名 比嘉 秀学
有効期間 自 平成 2 0 年 5 月 1 9 日
至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 3 号
平成 2 0 年 5 月 9 日
掲 示 済

特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について

平成 2 0 年 6 月 8 日執行の沖縄県議会議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 5 9 条の 5 の 4 第 7 項の規定により、告示日前に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便をもって発送する場合、その交付及び発送を開始する日は、平成 2 0 年 5 月 2 8 日とする。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市選挙管理委員会告示第 4 号
平成 2 0 年 5 月 9 日
掲 示 済

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 3 条第 2 項の規定により、平成 2 0 年 6 月 3 日から同年 6 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第5号
平成20年5月9日
掲 示 済

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第2項の規定により、平成20年6月3日から平成20年6月7日までに縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局